

政令第 号

道路運送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十八年十月一日とする。

理 由

道路運送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。